

○厚生労働省令第二十九号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の施行に伴い、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第三項において準用する同法第三十八条の四第二項、第四十一条の二及び第八十条並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項及び第四項、第六十六条の八の四及び第六十六条の九の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三第一項、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第八項及び第九項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号(法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者(以下この条において「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一・二 (略)

②④ (略)

第十二条 常時十人に満たない労働者を使用する使用者は、法第三十二条の二第一項又は法第三十五条第二項による定めをした場合(法第三十二条の二第一項の協定(法第三十八条の四第五項(法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。))に規定する法第三十八条の四第一項の委員会(以下「労使委員会」という。))の決議(以下「労使委員会の決議」という。))及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号。以下「労働時間等設定改善法」という。))第七條に規定する労働時間等設定改善委員会の決議(以下「労働時間等設定改善委員会の決議」という。))を含む。)による定めをした場合を除く。)には、これを労働者に周知させるものとする。

第三十四条の二 法第四十一条の二第一項の規定による届出は、様

改正前

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三第一項、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第八項及び第九項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者(以下この条において「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一・二 (略)

②④ (略)

第十二条 常時十人に満たない労働者を使用する使用者は、法第三十二条の二第一項又は法第三十五条第二項による定めをした場合(法第三十二条の二第一項の協定(法第三十八条の四第五項に規定する同条第一項の委員会(以下「労使委員会」という。))の決議(以下「労使委員会の決議」という。))及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号。以下「労働時間等設定改善法」という。))第七條に規定する労働時間等設定改善委員会の決議(以下「労働時間等設定改善委員会の決議」という。))を含む。)による定めをした場合を除く。)には、これを労働者に周知させるものとする。

(新設)

式第十四号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

② 法第四十一条の二第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を明らかにした書面に対象労働者（同項に規定する「対象労働者」をいう。以下同じ。）の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

一 対象労働者が法第四十一条の二第一項の同意をした場合には、同項の規定により、法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる旨
二 法第四十一条の二第一項の同意の対象となる期間
三 前号の期間中に支払われると見込まれる賃金の額

③ 法第四十一条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示（業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。）を受けて行うものを除く。）とする。

一 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
二 資産運用（指図を含む。以下この号において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
三 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
四 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務

五 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

④ 法第四十一条の二第一項第二号イの厚生労働省令で定める方法は、使用者が、次に掲げる事項を明らかにした書面に対象労働者

の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

一 業務の内容
二 責任の程度

三 職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たつて求められる水準

⑤ 法第四十一条の二第一項第二号ロの基準年間平均給与額は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における毎月さまつて支給する給与の額の一月分から十二月分までの各月分の合計額とする。

⑥ 法第四十一条の二第一項第二号ロの厚生労働省令で定める額は、千七十五万円とする。

⑦ 法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める労働時間以外の時間は、休憩時間その他対象労働者が労働していない時間とする。

⑧ 法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法とする。ただし、事業場外において労働した場合であつて、やむを得ない理由があるときは、自己申告によることができる。

⑨ 法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とする。

⑩ 法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める回数
は、四回とする。

⑪ 法第四十一条の二第一項第五号ロの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 一箇月 百時間

二 三箇月 二百四十時間

⑫ 法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があつたこととする。

⑬ 法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。

一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。）

二 労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認
⑭ 法第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第四十一条の二第一項第五号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの

二 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。

三 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に依りて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

四 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

五 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

六 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑮ 法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 法第四十一条の二第一項の決議の有効期間の定め及び当該決議は再度同項の決議をしない限り更新されない旨

二 法第四十一条の二第一項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期

三 常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。

四 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録及びりに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。

イ 法第四十一条の二第一項の規定による同意及びその撤回
ロ 法第四十一条の二第一項第二号イの合意に基づき定められた職務の内容

ハ 法第四十一条の二第一項第二号ロの支払われると見込まれる賃金の額

ニ 健康管理時間の状況

ホ 法第四十一条の二第一項第四号に規定する措置の実施状況

ヘ 法第四十一条の二第一項第五号に規定する措置の実施状況

ト 法第四十一条の二第一項第六号に規定する措置の実施状況

チ 法第四十一条の二第一項第八号に規定する措置の実施状況
リ 前号の規定による医師の選任

第三十四条の二の二 法第四十一条の二第二項の規定による報告は、同条第一項の決議が行われた日から起算して六箇月以内ごとに、様式第十四号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

② 法第四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況並びに同条第一項第四号に規定する措置、同項第五号に規定する措置及び同項第六号に規定する措置の実施状況について行う

(新設)

ものとする。

第三十四条の二の三 第二十四条の二の四の規定は、法第四十一条の二第一項の委員会について準用する。

第三十四条の二の四 (略)

第三十四条の二の五 (略)

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の四の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。

第三十八条の七 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、毎月勤労統計における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額のその四半期の前における四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乘すべき率を告示するものとする。

第五十四条 (略)

②④ (略)

⑤ 法第四十一条各号のいづれかに該当する労働者及び法第四十一条の二第一項の規定により労働させる労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

第五十七条 使用者は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、

(新設)

第三十四条の二 (略)

第三十四条の二の二 (略)

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の二の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。

第三十八条の七 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額のその四半期の前における四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乘すべき率を告示するものとする。

第五十四条 (略)

②④ (略)

⑤ 法第四十一条各号のいづれかに該当する労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

第五十七条 使用者は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号

第二号については労働安全衛生規則様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 三 (略)
- ②・③ (略)

については労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 三 (略)
- ②・③ (略)

様式第十四号の二を様式第十四号の四とし、様式第十四号の次に次の二様式を加える。

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 3 項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して () 内に記入すること。
 - ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用 (指図を含む。以下この②において同じ。) の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考察又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、当該事業場における対象労働者の範囲を具体的に記入すること。なお、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号イ及びロに該当しなければならぬこと。また、職位等により限定する場合には当該職位等を具体的に記入すること。
- 3 「支払われると見込まれる賃金の額」の欄には、同意の対象となる期間中に労働契約により、使用者から支払われることが確実に見込まれる賃金の額を 1 年間当たりの賃金の額に換算した額を記入すること。また、同一の業務の種類及びその分類において労働者が複数いる場合は、当該労働者のうち、記入すべき額が最も低い者の額を記入すること。
- 4 「同意を得る方法」の欄には、労働者本人の同意を得る時期、方法等を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に規定する方法に該当しなければならぬこと。
- 5 チェックボックス又は、同意を得るに当たって、①労働基準法第 4 章の規定が適用されない旨、②同意の対象となる期間及び③適用される期間における支払われると見込まれる賃金の額を明示することを確認する趣旨のものであること。
- 6 「労働者の健康管理時間の把握方法」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「事業場内に行った時間」の欄には、事業場内に行った時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 8 項本文に規定する方法に該当しなければならぬこと。また、委員会において事業場内に行った時間から労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議において除くこととした労働時間以外の時間の内容や性質を具体的に () 内に記入すること。なお、決議において除くこととした労働時間以外の時間について、手待ち時間を含めることや一定時間数を一律に除くことは認められないこと。
 - (2) 「事業場外において労働した時間」の欄には、事業場外において労働した時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 8 項に規定する方法に該当しなければならぬこと。また、やむを得ない理由により当該時間を自己申告により把握する場合には、やむを得ない理由を具体的に () 内に記入すること。
- 7 「選択的措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を () 内に記入すること。
 - ① 労働者ごとに始業から 24 時間を経過するまでに 11 時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について 4 回以内とす

ること。

- ② 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 箇月 100 時間又は 3 箇月 240 時間を超えない範囲内とすること。
- ③ 1 年に 1 回以上の継続した 2 週間 (労働者が請求した場合においては、1 年に 2 回以上の継続した 1 週間) について、休日を与えること。
- ④ 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 箇月当たり 80 時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。
- 8 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を () 内に記入すること。
 - ① 労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- 9 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
- 10 「労働者からの苦情の処理について講ずる措置」の欄には、苦情の申出先となる部署及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順、方法等を具体的に記入すること。
- 11 「委員会の開催頻度及び開催時期」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期を具体的に記入すること。なお、労働基準法第 41 条の 2 第 2 項の規定による報告の内容に関し委員会において調査審議し、必要に応じて決議を見直す観点から、少なくとも 6 箇月に 1 回、当該報告を行う時期に開催しなければならないこと。
- 12 「労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任」は、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、必ず選任しなければならないこと。
- 13 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 3 項において準用する同法第 38 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。
- 14 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第 34 条の 2 第 3 項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して () 内に記入すること。
 - ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用 (指図を含む。以下この②において同じ。) の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する労働者として決議した労働者の範囲を記入すること。また、「同意した労働者数 (同意を撤回した労働者数)」の欄には、当該報告期間中に労働基準法第 41 条の 2 第 1 項の同意をした労働者数及び当該同意を撤回した労働者数を業務の種類ごとに記入すること。
- 3 「労働者の健康管理時間の状況 (健康管理時間の把握方法)」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する健康管理時間として把握した時間のうち、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者の中で 1 箇月当たりの健康管理時間数が最長であった者の当該 1 箇月当たりの健康管理時間数及び当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員の 1 箇月当たりの健康管理時間数の平均値を業務の種類ごとに具体的に記入すること。なお、時間数については、小数点第二位を四捨五入して記入すること。また、健康管理時間を実際に把握した方法を具体的に () 内に記入するとともに、チェックボックスは、事業場内にいた時間から決議で定める労働時間以外の時間を除いた場合にチェックすること。
- 4 「労働者の休日の取得状況」の欄には、対象労働者の休日の取得状況について、当該報告期間中に対象業務に従事した期間が最も長い者の当該従事した期間及び休日の取得日数を記入すること。なお、当該最も長い者が複数いる場合はそれらの者のうち休日の取得日数が最も少ない者の取得日数を記入すること。

また、チェックボックスは、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員が 4 週間を通じ 4 日以上以上の休日を取得した場合にチェックすること。

- 5 「選択的措置の実施状況」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に () 内に記入すること。
 - ① 労働者ごとに始業から 24 時間を経過するまでに 11 時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させる回数を 1 箇月について 4 回以内とすること。
 - ② 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 箇月 100 時間又は 3 箇月 240 時間を超えない範囲内とすること。
 - ③ 1 年に 1 回以上の継続した 2 週間 (労働者が請求した場合においては、1 年に 2 回以上の継続した 1 週間) について、休日を与えること。
 - ④ 1 週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその超えた時間が 1 箇月当たり 80 時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。
 - 6 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に () 内に記入すること。
 - ① 労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(産業医及び産業歯科医の職務等)</p> <p>第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>三 九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業者は、産業医が法第十三条第五項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならぬ。</p> <p>5 七 (略)</p> <p>(産業医に対する情報の提供)</p> <p>第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項(法第六十六条の八の二第二項又は第六十六条の八の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)</p> <p>二 第五十二条の二第一項、第五十二条の七の二第一項又は第十二条の七の四第一項の超えた時間が一月当たり八十時間を超</p>	<p>(産業医及び産業歯科医の職務等)</p> <p>第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第六十六条の八第一項及び第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>三 九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業者は、産業医が法第十三条第三項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならぬ。</p> <p>5 七 (略)</p> <p>(産業医に対する情報の提供)</p> <p>第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項(法第六十六条の八の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)</p> <p>二 第五十二条の二第一項又は第五十二条の七の二第一項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働</p>

えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報

三 (略)

2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項（法第六十六条の八の二第二項又は第六十六条の八の四第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

二 前項第二号に掲げる情報 第五十二条の二第二項（第五十二条の七の二第二項又は第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により同号の超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。

三 (略)

（法第六十六条の八の四第一項の厚生労働省令で定める時間等）
第五十二条の七の四 法第六十六条の八の四第一項の厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第一項第三号に規定する健康管理時間をいう。）が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とする。

2 第五十二条の二第二項、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四から第五十二条の七までの規定は、法第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導について準用する。この場合において、

第五十二条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の七の四第一項」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項の要件に該当する労働者の申出により」とあるのは「前条第二項の期日後、遅滞なく」と、第五十二条の四中「前条第一項の申出を行った労働者」とあるのは「労働者」と読み替えるものとする。

働者に係る当該超えた時間に関する情報

三 (略)

2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項（法第六十六条の八の二第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

二 前項第二号に掲げる情報 第五十二条の二第二項（第五十二条の七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により同号の超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。

三 (略)

（新設）

(法第六十六条の九の必要な措置の実施)

第五十二条の八 法第六十六条の九の必要な措置は、法第六十六条の八の面接指導の実施又は法第六十六条の八の面接指導に準ずる措置(第三項に該当する者にあつては、法第六十六条の八の第四項に規定する面接指導の実施)とする。

2 労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者以外の労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、事業場において定められた当該必要な措置の実施に関する基準に該当する者に対して行うものとする。

3 労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、当該労働者の申出により行うものとする。

(法第六十六条の九の必要な措置の実施)

第五十二条の八 法第六十六条の九の必要な措置は、法第六十六条の八の面接指導の実施又は法第六十六条の八の面接指導に準ずる措置とする。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者以外の労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、事業場において定められた当該必要な措置の実施に関する基準に該当する者に対して行うものとする。

(新設)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

2 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	(略)
労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)	第五十二条の六第一項(第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による面接指導の結果の記録の保存 (略)
(略)	(略)
表二(表四)	(略)
別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	(略)
(略)	(略)
労働安全衛生規則	第五十二条の六第一項(第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による面接指導の結果の記録の作成 (略)
(略)	(略)
(略)	(略)
労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存 (略)
(略)	(略)
表二(表四)	(略)
別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	(略)
(略)	(略)
労働安全衛生規則	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成 (略)
(略)	(略)